

全日本歯科学生総合体育大会専用

国内旅行傷害保険「集合」～「解散」補償

連盟上乘せ補償プランのご案

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救済者費用等担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

本契約の補償範囲は所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ等を補償します。

「連盟上乘せ補償プラン」は、大会に参加される皆様がお選
択される保険タイプに上乘せ
する形で、保険料は連盟負担
で大会参加者全員にあらかじ
め付保されているプランです。

連盟上乘せ補償

夏・冬プラン①-④

⚠熱中症によるお怪我等は補償の対象外です。

ご契約タイプ		連盟上乘せプラン
傷 害	死亡・後遺障害保険金額	500万円
	入院保険金日額*	2,000円
	通院保険金日額	1,200円
賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円		0万円
携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額):3,000円		0万円
救済者費用等保険金額		0万円

補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなくなったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により置かれた状態を含まず)。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受けるべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事象または暴動によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スノボ、スキー、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的見解のないもの等 ※「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残った症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院*3した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の入院*4に対しては、入院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、180日(支払対象日数)を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複して入院保険金を支払いません。	
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (※ 傷の処置や処置等をお支払いの対象外の手術があります。 ② 先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療法のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所内で行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 *4 10倍 ② 上記以外の手術 *4 5倍 ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りま。	
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 9院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものを含みません。 *7 ギプス、ギプスシース、ギプスシャワー、副子、シース固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三式シースをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金をお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、180日(支払対象日数)を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*7を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複して通院保険金を支払いません。	

*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
*4 9院等以上の血液、配管等*10または3院等以上の処置をいいます。
*5 10 種類の届出をしていないが専業主婦関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。
① 婚姻意思*11を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること
*11 戸籍上の性別が同一の場合は 夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。
*6 上記「傷害」におけるケガには、有傷ガスまたは有毒物による急性中毒、細菌性急性中毒およびウイルス性急性中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください(例えば職業病、テニス等)。
●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している居室内をいいます。ただし、本パンフレットの契約については「旅行者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約」がセットされているため、団体旅行の集合地に集合した時から解散地まで解散するまでの間となります。
ご加入に関するご注意
① この保険契約は、京王観光株式会社を保険契約者とし、京王観光株式会社が取扱う全日本歯科学生総合体育大会に参加する旅行者全員(保険始期前に入会手続きを行う必要あり)を保険の対象となる方とする包括契約です。その為、保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は、原則として保険契約者となる京王観光株式会社が有りますが、京王観光株式会社は加入者から契約、変更請求等のお申し出があった場合には、必ずこれらに必要に応じて対応を行います。
② 補償の重複について:賠償責任危険担保特約等を契約される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約※1を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上、特約等の要旨をご確認ください。※2
※1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。※2 「契約のみに基づく場合、将来、その契約を解約したときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
この保険のご加入者の皆様にご利用いただけるデューサーサポートサービスの詳細については、専用チラシをご確認ください。
このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をまよとお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご確認ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。
なお、東京海上日動の代理店は東京海上日動の委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものとなりま。